

変更点1. 医療費領収書の添付が不要になりました

医療費控除の申告において、平成30年度(平成29年分)の申告から「医療費控除の明細書」を記入し申告書に添付することで、領収書の添付が不要になりました。ただし、領収書は申告者が申告期限から5年間保管する必要があります。また、医療費控除の明細書に「医療費通知」を添付すると、明細書の記載を簡略化でき、領収書の保管が不要になります。

なお、経過措置として、平成32年度(平成31年分)までの申告では、今までどおり領収書を添付しても医療費控除が受けられます。

「医療費控除の明細書」とは？

年間に支払った医療費について、定められた様式に申告者が下記の内容を記入するものです。

- 医療を受けた人の氏名
- 病院・薬局などの支払先の名称
- 治療内容又は医薬品名
- 支払った金額
- 保険などで補てんされる金額

「医療費通知」とは？

加入している健康保険組合などから送られてくる通知で、下記の内容が記載されています。

- 組合員の氏名
- 医療を受けた年月
- 医療を受けた人の氏名
- 病院・薬局などの名称
- 医療費の自己負担額
- 保険者の名称

「医療費通知」を添付する上での注意点

確定申告までに、申告年の医療費通知が全て揃わない場合や、医療費の内容によっては通知に記載されないものがあります。このような場合、医療費の領収書を見ながら、医療費控除の明細書に明細を記入することになります。

例) 医療費通知に申告年の1月から10月までの医療費(または一部の医療費)しか載っていなかった場合・・・

1月から10月分(または記載されている医療費) → 医療費通知を見ながら医療費控除の明細書に記入+添付

11月から12月分(または記載されていない医療費) → 領収書を見ながら医療費控除の明細書に記入

申告前に、医療費通知に記載されている内容を再度ご確認ください。

※医療費控除の明細書の様式及び記入方法については、国税庁ホームページをご覧ください。市役所税務課までお問い合わせください。